

現場代理人及び技術者等の適正配置について

令和5年4月1日

○現場代理人、技術者等に関する留意事項

公共工事においては、現場代理人、主任技術者・監理技術者の配置が必要となります。

また、建設業の許可要件として、建設業者は営業所ごとに、また許可を受けようとする建設業ごとに専任の技術者を置かなければならないこととされています。

以下の内容はこれら現場代理人、技術者等に関する留意事項です。

1 現場代理人について

(1) 現場代理人の資格要件

特別な資格は要しませんが、直接的かつ恒常的な雇用関係（正社員）であることが必要です。

(2) 現場代理人の常駐

現場代理人は、工事現場に常駐することを契約約款において義務づけています。「常駐」とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、工事期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理等を行い、発注者又は監督職員との連絡に支障をきたさないようにしなければなりません。

(3) 現場代理人の兼務

現場代理人は常駐を要することから、特別な場合を除いて他の工事と重複して現場代理人となることはできません。特別な場合については、契約約款において「現場代理人の工事現場における運営及び取締り並びに権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる」となっており詳細については、別添「建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和に係る取扱いについて」を参照してください。また、営業所における専任の技術者（以下「営業所の専任技術者」という。）及び経營業務の管理責任者は、現場代理人となることはできません。

2 主任・監理技術者について

(1) 主任・監理技術者の専任について

公共性のある工作物に関する重要な工事（請負金額4,000万円以上、建築一式工事においては8,000万円以上）に設置する主任・監理技術者は、特別な場合を除き原則として工事現場ごとに専任で配置しなければなりません。専任を要しない工事の主任技術者であれば他の工事との兼務も可能ですが、変更により契約金額が4,000万円を超える可能性のある工事との兼務については行わないよう留意する必要があります。

(2) 専任の監理技術者等の兼務について

以下の条件に該当する場合のみ、同一の専任の主任技術者が複数の建設工事を管理することができます。ただし、この規定は専任の監理技術者については適用されません。また、②の場合において、同時に管理することができる工事は原則2件とします。

①密接な関係のある2以上の建設工事を、同一の建設業者が同一の場所又は近接した場

所において施工する場合。

- ②施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が 10km 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合。(別添「建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和に係る取扱いについて」に示す「〔参考〕第 2 第 1 項第 3 号に定める該当工事」参照。)

このほか、発注者が同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の工事であって、当初以外の請負契約が随意契約により締結されることで工作物に一体性が認められるものについては、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これを 1 つの工事とみなして、当該技術者が当該複数工事全体を管理することができます。この場合、兼務した工事の下請金額の合計が 4,500 万円（建築工事一式の場合は 7,000 万円）以上になる場合には、専任の主任技術者から監理技術者に配置技術者を変更する必要があります。

(3) 主任・監理技術者の資格要件

- ①直接的かつ恒常的な雇用関係（正社員）であること。
ただし、専任の場合は、公告日または入札日（随意契約による場合にあっては見積書の提出日）以前に 3 か月以上の雇用関係があることを要します。
- ②工事を施工するために必要な技術者資格を有すること。（主任技術者の場合：建設業法第 7 条 2 号による）（監理技術者の場合：建設業法第 15 条 2 号による）
- ③「②」とは別に定める要件等があれば、その要件を満たす者であること。

3 営業所の専任技術者の取扱いについて

(1) 営業所の専任技術者とは

建設業法第 7 条第 2 号において建設業の許可要件として、建設業者は営業所ごとに、また許可を受けようとする建設業ごとに専任の技術者を置かなければならないこととされています。「専任」とはその営業所に常勤し、専らその職務に従事することを意味します。なお、1 人で複数工種の営業所の専任技術者を兼任することは可能です。

(2) 現場代理人との兼務について

現場代理人は、工事現場に常駐しなければならないため、営業所の専任技術者との兼務はできません。また、請負金額が 500 万円未満の現場責任者においても同様の取扱いとなりますので注意してください。

(3) 主任技術者又は監理技術者との兼務について

主任技術者又は監理技術者が専任を要する場合を除き、次の要件を満たせば営業所の専任技術者との兼務が可能です。

- ①当該営業所において請負契約が締結された工事であること。
- ②工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとれる体制にあること。

4 現場代理人と主任・監理技術者との兼務について

同一請負契約に限り、現場代理人と主任技術者又は監理技術者を兼任することが可能です。同一請負契約で兼任した者は、特別な場合を除き、他工事の現場代理人又は主任技術者等を兼務することができません。特別な場合とは、密接な関係のある 2 以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は隣接した場所において施工する場合に限り、関連する他工事の現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を兼務することができます。

また、同一請負契約で兼任した場合にあっても、当該工事が技術者の専任を要しない工事である場合には、請負金額 500 万円未満の他工事の現場責任者及び主任技術者を同時に 1 件に限り兼務することができます。

5 技術者等の配置について

技術者等の配置について、兼務の可、不可について**別添 1**にまとめていますので参照ください。

6 配置技術者等の変更について

配置技術者等の変更については、適正な施工確保を阻害する恐れがあることから、原則工期途中での交代を認めておりません。なお、一般競争入札については、入札参加資格申請の配置予定技術者届により届出た時点から変更を認めません。ただし、病休・死亡・退職などの特別な理由がある場合や、工場での製作期間と現場での据付期間等で変更を認める場合は除きます。

7 技術者及び現場代理人の確認資料

(1) 直接的かつ恒常的な雇用関係を証するもの

技術者等及び現場代理人等について、所属する会社と直接かつ恒常的な雇用関係を証するため次のいずれかの書類の写しを配置技術者の届け出と同時に提出し監督職員の確認を受けてください。なお、専任の場合は、公告日または入札日（随意契約による場合にあつては見積書の提出日）以前に 3 か月以上の雇用関係があることが必要です。

①監理技術者資格者証（表・裏）の写し※ 所属業者が記載されていること。

②健康保険被保険者証の写し

③住民税特別徴収税額（変更）通知書の写し

④雇用保険者証の写し

⑤源泉徴収簿の写し

(2) 配置技術者の資格を証明するもの

①監理技術者

・監理技術者資格者証（表・裏）の写し

・監理技術者講習終了証の写し

②主任技術者

次のいずれかの資料を提出してください。

・資格証明書等の写し（国家資格を有する技術者）

・履歴書

8 その他

他工事の現場代理人又は技術者等の兼務を行う場合には、兼務する工事の全ての担当課に書面により兼務の報告をするとともに、監督職員の確認を受けて下さい。

また、工事实施に際し、工期遅延、作業事故、苦情等が発生し、原因が施工管理体制の不備と市が判断した場合には、市は、兼務配置の解除を命じることができることとし、請負者は別の技術者等を速やかに配置することとします。

各種書類への虚偽記載や、前記の留意事項に違反した場合は、指名停止の措置を行うことがあります。

- ・平成 27 年 4 月 1 日作成
- ・平成 28 年 6 月 1 日変更（建設業法施行令が一部改正され、建設業法上の金額要件が見直されたための変更）
- ・令和 5 年 4 月 1 日変更（建設業法施行令が一部改正され、建設業法上の金額要件が見直されたための変更）

別添1

現場代理人、監理技術者又は主任技術者、営業所の専任技術者の兼務一覧表

◎兼務可 △兼務不可（特例有り） ×兼務不可

		専任を要しない工事(※1)			専任を要する工事(※2)		
		現場代理人	主任・監理技術者	営業所の専任技術者	現場代理人	主任・監理技術者	営業所の専任技術者
同一工事	現場代理人		◎	×		◎	×
	主任・監理技術者	◎		◎ (※3)	◎		×
	営業所の主任技術者	×	◎ (※3)		×	×	
別途工事	専任を要しない工事(※1)	現場代理人	△ (※4)	×	×	△ (※4)	×
		主任・監理技術者	×	◎	◎ (※3)	×	△ (※5)
	専任を要する工事(※2)	現場代理人	△ (※4)	×	×	△ (※4)	×
		主任・監理技術者	×	△ (※5)	×	×	△ (※5)

※1 監理技術者又は主任技術者の専任を要しない工事とは、請負金額が 4,000 万円（建築一式工事は 8,000 万円）未満の工事

※2 監理技術者又は主任技術者の専任を要する工事とは、請負金額が 4,000 万円（建築一式工事は 8,000 万円）以上の工事

※3 営業所の専任技術者、経營業務の管理責任者が兼務できるのは、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとれる体制にある場合です。

※4 同一現場等、特別な場合にのみ現場代理人を兼務することが可能です。（特別な場合については、別添「建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和に係る取扱いについて」に示す「第 1 常駐を要しない期間及び第 2 現場代理人の兼任」とする。）

※5 同一現場等、特別な場合にのみ主任技術者等を兼務することが可能です。（特別な場合については、「2 主任・監理技術者について」を参照）

※6 同一請負契約で現場代理人と主任技術者等を兼任した場合には、特別な場合を除き他工事の現場代理人及び技術者等を兼務することはできません。ただし、当該工事が技術者の専任を要しない工事である場合には、請負金額 500 万円未満の他工事の現場責任者及び主任技術者を同時に 1 件に限り兼務することができます。（「4 現場代理人と主任・監理技術者との兼務について」を参照）